

第6次長柄町行政改革大綱



令和3年度～令和7年度
長柄町

目 次

第1	行政改革の基本方針	1
第2	行政改革の期間	1
第3	行政改革の重点項目	2
1.	質の高い行政サービスの提供	2
(1)	利便性の高い行政サービスの提供	
(2)	効果的な町政情報の発信と町民ニーズの把握	
(3)	スマート自治体の推進	
(4)	地域協働の推進	
(5)	災害時における行政業務の継続	
2.	組織・機構や事務の効率化	3
(1)	組織機構の見直し	
(2)	事務事業の見直し	
(3)	民間活力の活用	
3.	定員管理及び給与の適正化	4
(1)	定員管理の適正化	
(2)	給与の適正化	
4.	人材育成の推進	4
(1)	適正な人材育成の推進	
5.	自治体クラウド活用の推進	5
6.	自主性・自律性の高い財政運営	5
(1)	経費の節減合理化と財政の自律化	
(2)	公共施設等総合管理計画の策定	
(3)	統一的な基準による地方公会計の整備	
第4	行政改革の進め方	6
1.	推進体制	6
(1)	長柄町行政改革推進本部	
(2)	全庁的取組みの推進	
(3)	庁内会議	
(4)	町議会・町民・関係団体等の理解と協力	

第1 行政改革の基本方針

本町では、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、昭和61年以降、5次にわたり行政改革大綱を策定し積極的に改革に取り組んできました。

しかし、急激な人口減少や少子高齢化などにより、町税の増加は期待できない中、社会インフラの老朽化による投資的経費の増加や高齢化率の上昇による社会保障費の増加が見込まれ、今後も財政状況は厳しさが増すことが予想されます。

こうした中、多様化・複雑化する町民ニーズに応え、より迅速で効果的・効率的なサービスを持続的かつ安定的に提供していくため、引き続き行政改革を推進していくこととし、「第6次長柄町行政改革大綱」を策定するものであります。

第2 行政改革の期間

第6次長柄町行政改革大綱は、令和3年度から令和7年度までの5か年を改革の期間とします。

第3 行政改革の重点項目

1. 質の高い行政サービスの提供

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、住民サービスは多様化・高度化し、従来の行政を中心とした公共サービスの提供は困難な状況となっています。

こうした行政のみでは対応しづらくなった「公共」の領域を補完するために、行政が一定の関わりを持ちつつ、これまで行われた行政サービスを、可能な限り住民や民間企業が担うことにより、地域にふさわしい多様なサービスが適切な受益と負担の基に提供されるという「新しい公共空間」の形成が必要となってきています。

また、行政と住民の協働は、これからの簡素で効率的な行政を実現するうえで、重要な役割を担っています。

この新たな、民間（住民・企業）が担う取組み（アウトソーシング・地域協働）を推進します。

(1) 利便性の高い行政サービスの提供

マイナンバーを活用し、窓口業務の集約化や申請手続きの簡素化等、町民の利便性を図りながら、質の高いサービスの提供に取り組みます。

(2) 効果的な町政情報の発信と町民ニーズの把握

町民が必要とする情報を広報誌・ホームページ・SNS等でわかりやすく、タイムリーに更新し、効果的な情報発信をしていきます。

また、町民の意見や要望を行政サービスに反映していきます。

(3) スマート自治体の推進

人工知能等のICTを活用した行政サービスのオンライン化を推進し、申請手続きの簡素化や待ち時間の短縮など、より便利で快適な行政サービスの提供を図ります。

(4) 地域協働の推進

住民と行政の協働を積極的に推進し、満足度の高いまちづくりの実現を図るため地域コミュニティの育成・支援に努めます。

(5) 災害時における行政業務の継続

大規模災害や新型コロナウイルス等の発生により行政機能が低下しても、町民の生命と健康を守り、生活に必要なサービスを継続して提供するための体制の構築を図ります。

※アウトソーシング・・・行政活動に必要な機能の一部を、業務委託などの手法で外部の機関を利用して実現すること。

※協働・・・共に対等の立場で協力し、力をあわせていくこと。

※地域コミュニティ・・・地域住民同士がつながりを持ち、生活している場所

2. 組織・機構や事務の効率化

人口減少、少子高齢化による厳しい財政状況の中、将来にわたり持続的かつ安定的に行政運営を行い、必要最小限の行政資源で質の高い行政サービスを提供できるよう、効率的な組織・機構の構築や業務の見直しを行い、行政のスリム化、適正化を図ります。

(1) 組織・機構の見直し

住民の多様なニーズに対応することのできる簡素で合理的、かつ住民に対し責任・権限の所在が分かりやすい組織機構づくりに努め、常に社会情勢の変化に対応する組織づくりに努めます。

(2) 事務事業の見直し

町民ニーズに即した行政サービスを提供できるよう、事務事業やサービス水準の質や量、実施方法の点検を行い、行政のスリム化・効率化を図ります。

また、スケールメリットを生かしコストを削減するため、他団体と共同事務委託を推進します。

(3) 民間活力の活用

直営で行うよりも民間に委ねた方が効果的・効率的な運営が期待できる業務については、民間委託等を推進します。

※スケールメリット・・・規模を大きくすることで得られる効果や利益

3. 定員管理及び給与の適正化

定員管理は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組まなければなりません。

このためには、事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに積極的な民間委託等の推進や地域協働の取組みなどを通じて、職員数の抑制を行い適正な定員管理に努めます。

また、再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員を活用し、必要最低限の職員補充をします。

さらに、給与・諸手当等についても、支給対象、支給基準等を精査し、住民に理解が得られるよう自主的に見直しを図ります。

(1) 定員管理の適正化

事務事業を見直し、積極的・計画的な組織の合理化を図るとともに、職員の適正配置に努め、引き続き定員管理の適正化に努めます。また、業務フローの見直しにより事務の効率化と正確性の向上を図ります。

(2) 給与の適正化

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の理解が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を図ります。

4. 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、質の高い行政サービスを提供していくためには、そのサービスを担う職員の能力向上は不可欠であり、そのためにも職員一人ひとりが自ら考え解決していく政策形成能力を高める必要があります。

このことから、職員の能力開発をより積極的・効果的に進め、人材の育成を図ります。

また、人事評価の結果を昇任、給与等に反映することで、職員の士気を高め意識改革を図ります。

(1) 適正な人材育成の推進

人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより総合的な人材育成を推進します。

5. 自治体クラウド活用の推進

ますます複雑化・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、質の高い行政システムの構築が必要となります。セキュリティ水準の向上とシステム運用コストの削減を図るため、複数の地方公共団体で共同運営をしている自治体クラウドシステムの活用を推進します。

※クラウドシステム・・・データを自分のパソコンやスマートフォンではなくインターネット上に保存する使い方、サービスのこと。

6. 自主性・自律性の高い財政運営

これからの地方自治体は国からの依存体質を脱却し、自主・自律の行政運営が求められており、住民にとって、真に必要な行政需要に的確に対応するため、足腰の強い財政基盤の確立が必要となっています。

このためには、行政に対する住民の受益と負担を明確にしつつ、中長期的視点から歳入の強化・充実や、経費全般についての節減・合理化を図り、歳出抑制に努め、財政の自律化を確保し、過度に地方交付税に依存しない財政構造の構築を図ります。

(1) 経費の節減合理化と財政の自律化

事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政自律化のための計画を策定し財政構造の改善を図ります。

また、自主財源の根幹をなす町税の徴収率の向上と受益者負担の適正化に積極的に取り組みます。

(2) 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設の計画的な管理を行うため公共施設等総合管理計画に基づき適正に管理します。

(3) 統一的な基準による地方公会計の推進

統一的な基準による地方公会計に則り、予算編成及び財政計画の策定に積極的に活用します。

※公共施設等総合管理計画・・・地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画

※地方公会計・・・現金主義・単式簿記を特徴とする今までの会計制度に対して、発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、資産の蓄えや資金の流れを明らかにする制度

第4 行政改革の進め方

1. 推進体制

(1) 長柄町行政改革推進本部

全職員からなる「行政改革推進本部」は、本町の行政改革の計画的で継続的な推進を図るものとします。

(2) 全庁的取組みの推進

本町の行政改革は、全庁的取組みとして推進するものであり、各方策の具体化については、全職員による主体的な検証に基づいて実施するものとします。

(3) 庁内会議

副町長、教育長をはじめ管理職からなる策定会議を本部内に組織し、庁内の現状調査を継続的に行い、常に具体的取組事項等の検討を行うもので、主体的に行政改革を推進するものとします。

(4) 町議会・町民・関係団体の理解と協力

行政改革の推進にあたっては、町議会との連携を密にしつつ、町民、関係団体等の理解と協力を得るよう努めるものとします。